南極地域の環境の保護に関する法律施行規則 (平成九年総理府令第五十三号)(抄)

別 記 (

(傍線の部分は改正部分)

東経の度52分49秒の地点を結成と南緯67度27分20秒東経の19秒の地点を結ぶ直線67度27分19秒	27分24秒東経60度27分14級、同地点と25分4級、同地点と55分4級を15分4を15分4を15分4を15分4を15分4を15分4を15分4を15分4	おいて (1995年) おいまた (1995年) おいまない (1995年) が東経の度52分40秒の地点を線、同地点と南緯の度27分28		67度27分28秒東経60度55分49の10分28秒東経60度55分4	を結ぶ直線、同地点と南緯の重線、同地点と南緯の度52分51秒の地点	経60度52分54秒の地点を結ぶ同地点と南緯67度27分28秒東と南緯67度27分28秒東と南緯67度27分29秒東経60度	29秒東経60度53分2秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯7分30秒東経60度53分の地原経60度53分の地原経60度53分の地原を結ぶ直線、同地点と南緯67
和国 化2	刘 南 €	·[[克] 在] 20		J 34 C 12	7 0/	/3 宋	点【3/【経【2四 0/ 【 点

地 別 保護 極 OB 180 凡一例 E23 HH O THE 略 有宝件 -- 89909 通路 ベンインド 物理を 点を結ぶ直線、 分18秒東経の度 [®]の直線 地線〜 秒 67 の 度 略 直 により 線、 及 び 秒東経の度52分50秒の 义 地点を結ぶ氷崖の東端 27分5秒東経60 の 同 同地点と南緯67度27 斜線部分) から成 井 地点と起点を結ぶ まれた区域 同地点と南緯 390.4 1->.4 0.180% 度 52 分 57 の 地 地 特 八 第二 分 第 二 分 第 (地 図) 略 略) 200 (m) 0.1海里

					護 地 区	極 第 以 特 力 別 保 日
					イ ス 谷	
から西方、北から59度の方角分3秒の地点に至り、同地点南緯82度31分44秒西経51度1地点から氷河の縁を南進し、地点から氷河の縁を南進し、	み、南緯82 度55分11秒の地点に至り、同 度55分11秒の地点に至り、同 度55分11秒の地点に至り、同 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	角に引いた直線を南南西に進50度54分の地点に至り、同地進み、南緯82度29分37秒西経進み、南緯82度29分37秒西経	から西方、北から11度分8秒の地点に至り、南緯82度29分30秒西経地点に至り、	地度 52 度 52 分 6 43 82 度 26 分 82 分 82 分 82 り の た り い 南緯 45 り の の り の で り い で り り い で り り い り い り の り の り の り の り の り の り の り	82度26分45秒西経50度53分40ころにある線を東進し、南緯の縁から50メートル離れたとの場からも20、同地点から氷河	1975年 19
					護 地 区	,特 十
					ィ ス 谷	沼及びデイヴ
直線を南西に進み、南緯82度、北から10度の方角に引いた地点に至り、同地点から西方地点の多種の分類を対した。	秒の地点に至り、同地点か 11た直線を南西に進み、南 22度30分50秒西経50度58分 1630度の方角に 1630度の方角に 1630度の方角に	82 度29分48秒西経50度56分11 南緯82度29分33秒西経50度54 同地点に至り、同地点を11 に引いた直線を北西に進み、	から西方、北から74度の方角度50分の地点に至り、同地点し、南緯82度29分43秒西経50	を 10 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	82 ころ を 起 から と 分 あ	23 2 秒 西 経 地

`地 32 氷 秒 をかに33のり56直 `地 32 直 `地 32 直 に引い 西 方、 ら氷河 度 分 経 秒 線 分線北点 分 線 北点分河 ら至 北点 を か ら 至 128り 38 を 南 西 165 リ 、 かに ら至 31 17 の 8 度 西 を 52 地 地 東 126 リ 同 31 直 が一般を南 分 秒南 線地 秒 点 の地点に至り、 た直 経 点 度 秒 西 分 線 北 西 の同 西 を 点 51 進 98 IJ に至 50 か 27 の 31 を 秒西経 至り、 経 南 度 し度 経 に度 経に 度 秒 縁 分 線 方 地 か 5 南 ij を北 ら西 51 西 点 51 進 51 進 の同51 進 の同 進 19 **ത** 同 西 139 を U, 方方の 方地 度 秒西経51度 度 4 経 51 方 地 度 度 度 西 に か し 分 南 に 引られ東 [経 51 角 点 西に進み、 19 の 緯 角 点 16 角 点 13 13 同 進 の 51 進 分 南 51 の 緯 度 地 82 19 地 82 に 82 に 32 い 西 西 分 幕 引 82 い から 51 緯 い 高 引 の あ 51 線 2 い の 5 1 秒 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 1 が 5 西 1 に の 5 1 が 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 1 が 5 に の 5 分 7 秒 82 東緯 82 方角に 地点 地 度 度 82 心点から 8分 た 10 分 同地 直 か 南 分線北点度分至分た方 の度た方の度た方の度 54 引

西東79リ リ 56 直、 秋 娘 地 32 直 西 145 リ 14 を か に 33 の に度 分 8 秒西 秒 5 線北点分線 地 経 南 至 経 北点 分 線 北点 分 東 126リ に 度 、 を西 点 51 進 の 51 進の同 西 度 同地点から西経 か に 52 を か に 38 17 同 を か み、 を 南 128 リ 度 、 砂西経り · 经 51 度み方地 方地角点 か度 経 اتا ら至秒 秒 ら至 度 南 秒 角にか 5 進 98 り西 18 16 西 西 165 リ 西 引 Į, 分 7 西 度 分 度 経 経 経に 度 度 に 緯引 82 い の 同 5 51 進 19 の 51 進 の 51 進 の同 同 51 み、 ず、 が 度 19 方角 Ų 分の 地 西 秒 南 地 度 方 地 度 方 地 緯引82 い東 の 度 た 地 33 直 の 度た 緯 点 角 北 点 方、 方、 16 角 点 13 13 点 地 33 分南 51 地 に引 か 直 82 に か 分南 か 分 に 分 に 南 か 方、 、 の緯度点地8219に 5 分 線 点 分線北 点 度 た の緯度 度 引 5 5 引 7 至 北 13 緯 51 24 をかに10 をかに33 直、地 82 19 に 32 い 西 秒 82 い 西 秒 82 い 西 秒 南 ら 至 秒 北 ら 至 分 線 北 点 度 分 至 分 た 方 の 度 た 方 の 度 **1)** 24

`地 32 の 同 51 進 の 同 51 進 の 同 51 進 の 同 西 西 145 リ 西 東 79 リ 14 み方地度み方地度み方地経に度 線北点分経地度 経に 度 点 分 角点 19 角 を か 38 度 点 21 同 51 進 の同西 32 に か 分 南 に か ら 16 緯 引 ら 北ら 至 秒 至秒線か 分 南に 度み方地 り西 東 70 リ 西 を 27 緯引 角点 51 16 東秒 82 い 西分南 に度 経北西秒 82 い西秒 82 い 度 に 分 か度 か に 南 方、 <u>い</u>方、 方、 の 緯 引 地 82 い 51 進 経 の 度 た 度 し 51 地 32 直 の 度 た 地 33 直 度 ま 33 直 の緯 進 の 7 引 同 51 の 5 同 5 緯 18 み方地 度し51地 地 地 度 西 秒 82 い 東 分 地点から東大 (19分40 (19分40) (1904) (190 角 21 度点分線北点 の 度た の 21 分 至 分 分 有 16 緯 56を秒北 地 直 地 33 10 編 分 至 秒 秒 82 16 リ 西 の 度 秒 、 点 分 線 西西 57経に度 かに 10 を か に た方の度た方 経に度 至秒北

か区起24に `地32直 地 32 の 同 51 進 の 同 51 進 の 同 51 に 32 直 39 を 線北点分経地度み方をかに38度点21、角 み 点 分 至 線北点分 ら域 至 秒 北 分 地 度 方 地 度 ガ32 秒西経51 度19公線を北東に進み、南北から70 度の方角に をから را آر に 16 I) 西 西 西 に 点 19 角 点 19 至り、砂西経 至り、同時を利用を 至るの I 経 51 る次 経 اتا 南 に か分 7. 東に進った。 51 進 の . 引 5 40 同 緯 同 、 経 同 51 線経地 度み地度24、点17 東 秒 82 地 82 L1 方、 24 点 17 進 経 の度た 方 に度 点 の度 义 た の F U か分 か 方 53 角 地度点19 地 度点 21 線 か 分 南 51 地 32 直 ょ 地 直 地 の 33 33 を北の 16 緯 ら 53 秒 82 氷 秒 IJ 点分線 度 北 分 線 斜 点 北点 分 囲 か分南に か 分 南 21 に かに 南 に 56 を 6 かに 15 を ま 進 経 の 度 河 の 緯 引 ら 40 緯 引 ら 16 緯 分 至 秒 北れ し 51 地 26 の 地 82 い 東 秒 82 い 東 秒 82 16 リ 西 西 5 至 秒 北 ら至 部 秒 東 12 リ 57 I) 西 西 度点分縁点度た方の度た方の度秒 経に度 経に

保南第二 世界	(推 (数)	
(略) (略)		か区起 24 に 39 を に 32 直
哈)	FL MI	32分西経51度17分53秒の地点に至り、同地点から氷河の縁に至り、同地点から氷河の縁に至り、同地点から西経51度に至り、同地点から西経51度がら成る。 区域(次の地図の斜線部分)から成る。
保南第第	(地三回)	
保 南 第 護 極 三 十 地 別 九	Winter.	
(略)		
(略)		

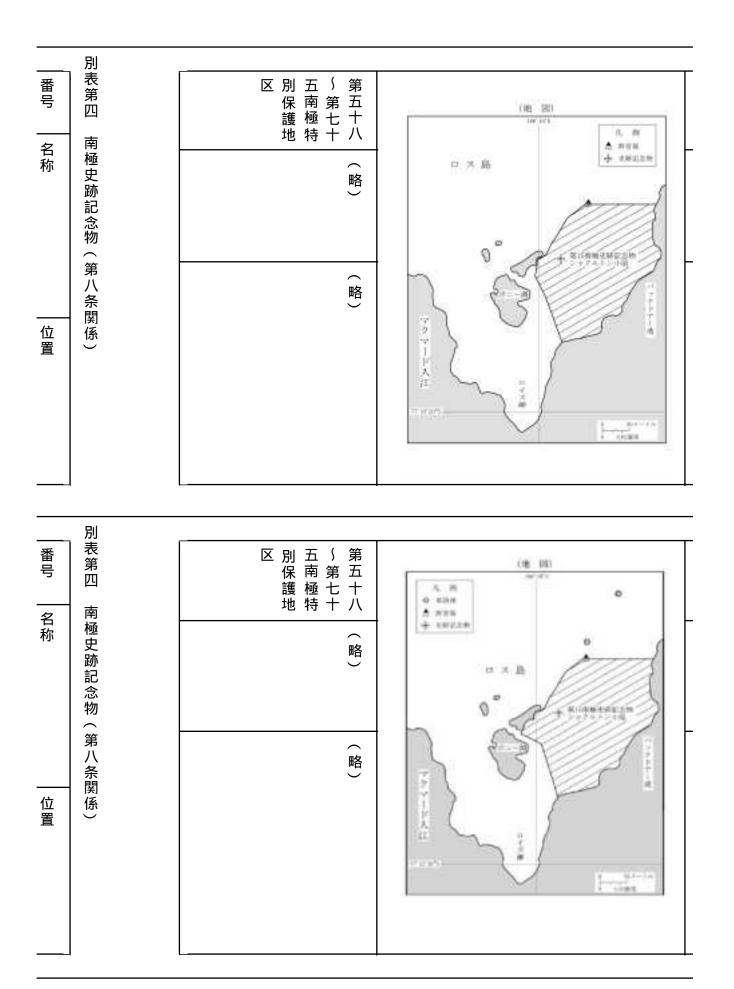
元 例 fi2 8所 -- 8所の報

1947-1A

保 南 第 護 極 五 地 特 十 区 別 七	区 別 六 第 保 南 五 護 極 十 地 特	護 極 第 地 特 四 区 別 十 保
ド ズ ロ アー ス 島 の バッ ク ク	(略)	ン島 のデセプショ りつス・シェ
点から南緯77度33分7秒東にあり、ポニー湖の北東にあり、ポニー湖の北東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある湖の東にある地点(南緯77度33分7秒東経66度0分9秒)を起点とし、南緯77度33分7秒東経6度9分9秒)を起点とし、南緯77度33分7秒東経6度0分9秒東にある地点(南緯77度33分7秒東経66度00地点(南緯77度33分7秒東に進みがら東にある地点(南緯77度33分7秒東にある地点(南緯77度33分7秒東に進みがら第220世段133分7秒の東にある湖の東湖岸にある地点(南緯77度33分7秒東にある地点(南緯77度33分7秒東に進みがら東海にある地点(南緯77度33分7秒の線を北東にある地点(南緯77度33分7秒の東にある地点(南緯77度33分7秒東に進みがら東海に変が、北京にある地点(南緯77度33分7秒東に進みがら東海に変が、北京にある地点(南緯77度33分7秒)を起点とは、ロス島の西岸にあり、100世紀の東にある地点(南緯77度3分7秒)を起点にある地点(南緯77度3分7秒)を起点とは、100世紀の東にある地点(南緯77度3分7秒)を起点とは、100世紀の東京の地点(南緯77度3分7秒)を記述が、100世紀の東京の地点(南緯77度3分)を記述が、100世紀の東京の地点(南緯77度3分)を記述が、100世紀の東京の地点(南緯77度3分)を記述が、100世紀の東京の地点(南緯77度3分)を記述が、100世紀の東京の地点(南緯77度3分)を記述を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	(略)	成る。 (次の地図の斜線部分)からに至る線により囲まれた区域に至る線により囲まれた区域を南西に進み、(中略)起点を向西に進み、(中略)同地
保 南 第 護 極 五 地 特 十 区 別 七	区 別 六 ⁵ 第 保 南 第 四 護 極 五 十 地 特 十 一	護 極 第 地 特 四 区 別 十 保 南
ド	(略)	ン島 のデセプショ も りス・シェ
2 150 は 150	(略)	次の地図の斜線部分)から成 次の地図の斜線部分)から成 南西に進み、(中略)起点に南西に進み、(中略) 起点に っからテレホン湾の海岸線を この地区は、(中略) 同地

秒に上た方 シ 岬 ヤ の 度線 斜り 西度 6 緯 囲 にの 直 秒 77 7 進み、 量線を北北西 北から17度))に至り、 東海岸 至り、 クルトン 秒 を まれた区 度 の 東に 東経 33 分 ところに に から 起引 15 線 進 同 166 秒東経 南緯 域 点い 西度へにの同 小 を み 地 度 .) 成る。 方 に た 至 直 ۲ 1 点 10 に至る線によ 万、北から63 に至り ぶからロイズの分32秒の地 分 第 22 秒 77 ルのところ 77 / 度 33 分 12 地 义 度 の 33

> メ | か区起引ら10へ 北 17 い西分 南緯 域点 に 西 度にの 5 秒 (次の地図ぶに至る線) た方 1 1 同東あ た直線を西北西に力、北から 33度の1秒)に至り、同 方角 地経る点166地 る 77 進 ル 追み、 度 のところに 流から西方、 10度10分6 (南緯 に引い 33 分 13 秒 ポ ニ ー 义 に により囲 の 上方、 、 た 直 斜 四度 で に ・ た の で で で で で あ 面 底 が 直 が で カ で あ の 線 北 に 33 で か 度 点 25 北 ら 至 分 で で が 度 点 25 北 ら 至 分 線 部分) た



九 十 二 ン り 使 千 千	九 十 一 屋 地 ト リ 島 諸 サ	〜 九十 (四十六	日十日 (
ンカ」 イカー ハリコフチャ使用された雪上重トラード 八リコフチャー 大学 はまり はまり はいまい はいまい はいまい はい	屋 地のレイム・ドッグ小島に建てられたブルガリアのセントクリメント・オー 基	(略)	での建物及び設備ル・マルタン基地の全分的に破壊されたポー分的に破壊されたポーより建てられ火災で部フランス南極探検隊に千九百五十年に第三次	(略)
秒 六度二十二分五十九分四十一秒東経七十	度二十一分五十三秒南緯六十二度三十八	(略)	(略)	(略)

~ 九 十 七	四 十 六	十 — 五 ~ 四
(略)	べての建物及び設備 分的に破壊されたポー 分的に破壊されたポー フランス南極探検隊に で部	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第六 南 極特別保護地区ごとの要件(第十二条関係

	品を洗浄又は滅菌すること等によ	
	十 当該地区内に持ち込む全ての物	
	八•九 (略)	
	限り、野営することができる。	
	東経六十度五十九分二十三秒)に	
	点(南緯六十七度二十六分十七秒	
	七 当該地区内では、指定された地	
	を除去すること。	
	ったときは、速やかに当該工作物	
	示すること。なお、必要がなくな	
	名、設置者名及び設置年月日を明	
	ないこと。また、当該工作物に国	
	に建築物その他の工作物を設置し	
	に必要な場合を除き、当該地区内	
	六 科学的調査又は管理活動のため	
	四、五 (略)	
	ることができる。	
	五十三分十七秒)に限り、着陸す	
	六十七度二十七分六秒東経六十度	
	おいては、指定された地点(南緯	
	の周辺の氷上に着陸困難な場合に	
	発式の回転翼航空機は、当該地区	
	内に着陸しないこと。ただし、単	
地区	三 原則として、航空機は当該地区	地区
第一南極特別保	- (略)	第一南極特別保護
南極特別保護地	要件	南極特別保護地区

_	別表第六
	库極特別保
	5要件(第十
	一条関係)
	係)

X

要件

護

原則として、

航空機は当該地区

へ 略

発式の回転翼航空機は、当該地区内に着陸しないこと。ただし、単

の周辺の氷上に着陸困難な場合に

おいては、

指定された地点(南緯

他の工作物を設置しないこと。まを除き、当該地区内に建築物その

科学的調査のために必要な場合

六四

五

(略)

陸することができる。

十度五十三分十六秒)に限り、 六十七度二十七分四十八秒東経六

着

七

点 (南緯六十七度二十七分四十九当該地区内では、指定された地

速やかに当該工作物を除去するこ なお、必要がなくなったときは、 及び設置年月日を明示すること。 た、当該工作物に国名、設置者名

ıΣ

野営することができる。

(略)

物品を洗浄又は滅菌すること等に

当該地区内に持ち込むすべての

秒東経六十度五十三分九秒)

に限

地区第四南極特別保護	地区第三南極特別保護	地 第二 南極 特別 保 護	
を除き、当該地区内に建築物その 三 科学的調査のために必要な場合 一・二 (略)	十二~十四 (略)	十二 (略) 一〜十二 (略) 一人に建築物その他の工作物を設置すること。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物に国名、設置者名、設置年月日を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日を除去すること。なお、当該工作物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十一~十三 (略)
— 地区 第四南極特別保護	地区第三南極特別保護	地 第二 南 極 特 別 保 護	
を除き、当該地区内に建築物その 三 科学的調査のために必要な場合 一・二 (略)	十二~十四 (略)	一〜十二 (略) 一〜十二 (略)	十一〜十三 (略) 発的な移入を防ぐこと。 より、動物、植物又は微生物の偶

地区 内に着陸 大京南極特別保護 一・二 (九~十一	・ による洗 。 以下こ		オート		日を洗り	5	しないこと	ても、	理活動		- という。	ある区	分六秒の				
着陸しないこと。ただし、当 則として、航空機は当該地区 (略)	(略)	3洗浄等の方法を用いることこの別表において同じ。)	ト以上である水溶溶液 (エタノール	オートクレーブの使用又はエタノ開を行う場合には、紫外線照射、	な移入を防ぐこと。ただし、滅、動物、植物又は微生物の偶発	品を洗浄又は滅菌すること等によりに対する。		いこと。	制限区域	ために	こ。なお、科学的調査又は管・トル以下の空域を飛行しな	。)の地表から高度七百	区域(以下「飛行制限区域」	りの地点を結ぶ直線より南に	十七秒東経百六十六度五十六	点と南緯七十六度五十	-六分一秒の地点を結ぶ直線	十七分五十五秒東経百六十六
																		_
地区第六南極特別保護																		
内に着陸しないこと。ただし、 三 原則として、航空機は当該地 一・二 (略)	九~十一 (略))による洗浄等の方法を用いるこう。以下この別表において同じ。	パーセント以上である水溶液をいノール水溶液 (エタノールが七十	、オートクレーブの使用又はエタ 滅菌を行う場合には、紫外線照射	発的な移入を防ぐこと。ただし、より、動物、植物又は微生物の偶	物品を洗浄又は滅菌すること等にノー当該地区内は打ち込むすべての	(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				- トル以下の空域を飛行しないこる区域の地表から高度七百五十岁	六秒の地点を結ぶ直線より南に	二十七秒東経百六十六度五十六分	び同地点と南緯七十六度五十八	五十六分一秒の地点を結ぶ直線	五十七分五十五秒東経百六十六	分五十四秒の地点と南緯七十六度	分二十七秒東経百六十六度五十三

地区第八南極特別保護	地区第七南極特別保護	
十、当該地区内に持ち込む全ての物し〜九(略)	十〜十二 (略)	大一一(略) 大力分十三秒東経百七十度十三分 三十四秒)に限り、着陸することができる。 四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、科学的調査 又は管理活動のために必要な場合 及び前号の規定に従って離着陸すること であって、高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 10、動物、植物又は微生物の偶発 的な移入を防ぐこと。 かな移入を防ぐこと。
地 第 区 八	地 第	
区八南極特別保護	地区 特別保護	
十 当該地区内に持ち込む <u>すべて</u> の	十~十二 (略)	該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、回転翼航空機は、指定された地点(南緯七十二度十九分十四秒)に限り、着陸することができる。 一十一日までの期間は、科学的調査とができる。 四毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、科学的調査及び前号の規定に従って離着陸するの方とでの直上空域を飛行しないこと。 一次が前号の規定に従って離着陸する場合を除き、航空機は、当該地区内に持ち込むすべての場合を除う、航空機は、当該地区の高上空域を飛行しないこと。

護地区第十二南極特別保	護地区第十一南極特別保	地区第十南極特別保護	地区第九南極特別保護	
り、動物、植物又は微生物の偶発品を洗浄又は滅菌すること等によ九(当該地区内に持ち込む全ての物一~八)(略)	十~十二 (略)	九~十一 (略)	九〜十一 (略)	十一~十三 (略) 的な移入を防ぐこと。 り、動物、植物又は微生物の偶発品を洗浄又は滅菌すること等によ
護地区第十二南極特別保	護地区第十一南極特別保	地区第十南極特別保護	地区第九南極特別保護	
より、動物、植物又は微生物の偶物品を洗浄又は滅菌すること等に九 当該地区内に持ち込むすべての一〜八 (略)	十~十二 (略)	九~十一(略)発的な移入を防ぐこと。そり、動物、植物又は微生物の偶物品を洗浄又は滅菌すること等に八、当該地区内に持ち込むすべての八、当該地区内に持ち込むすべての一~七、(略)	九〜十一 (略)	十一~十三 (略) 発的な移入を防ぐこと。 より、動物、植物又は微生物の偶物品を洗浄又は滅菌すること等に

護地区第十七南極特別保	護地区第十六南極特別保	護地区第十五南極特別保	護地区 南極特別保	
十二~十四 (略)	十三~十五 (略)	十二~十四 (略) 発的な移入を防ぐこと。 物品を洗浄又は滅菌すること等に物品を洗浄又は滅菌すること等に十一 当該地区内に持ち込む全ての一~十 (略)	十~十二 (略)	十~十二 (略)
		±± 555	*** ***	
護地区第十七南極特別保	護地区第十六南極特別保	護地区第十五南極特別保	護地区第十三南極特別保	
十二〜十四 (略)	十三~十五 (略) 一~十一 (略)	十二~十四 (略)	十~十二 (略)	十〜十二 (略) 発的な移入を防ぐこと。

保護地区	保護地区第二十二南極特別	保護地区	護地区 第二十南極 特別保	護地区 開十九南極特別保
的な移入を防ぐこと。 り、動物、植物又は微生物の偶発品を洗浄又は滅菌すること等によれ、当該地区内に持ち込む全ての物一~八(略)	(略)	十一~十三 (略)	(略)	九〜十一 (略) カー・七 (略) 一〜七 (略) 一〜七 (略)
保護地区	保護地区第二十二南極特別	保護地区 中一 南極特別	護地区第二十南極特別保	護地区 第十九南極特別保
発的な移入を防ぐこと。 より、動物、植物又は微生物の偶物品を洗浄又は滅菌すること等に九 当該地区内に持ち込むすべての一〜 八 (略)	(略)	十一~十三 (略)	(略)	カーー (略) カートクレーブの使用又はエタッニを用いること。 を用いること。 を用いること。 ただし、 を用いること。 を用いること。 ただし、 を用いること。 を用いること。 ただし、 を用いること。 を用いること。 を用いること。 を用いること。 を用いること。 を用いること。 を用いること。 を用いること。 を用いること。

保護地区第二十八南極特別	保護地区第二十七南極特別	保護地区	保護地区	保護地区
り、動物、植物又は微生物の偶発品を洗浄又は滅菌すること等によ九(当該地区内に持ち込む全ての物一~八)(略)	(略)	十~十二 (略)	七・八 (略)	九~十一 (略)
保護地区第二十八南極特別	保護地区第二十七南極特別	保護地区	保護地区	保護地区 極特別
より、動物、植物又は微生物の偶物品を洗浄又は滅菌すること等に九 当該地区内に持ち込むすべての 〜八 (略)	(略)	十〜十二(略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	七・八(略) ・・ハ(略) ・・ハ(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	九〜十一 (略)

保護地区	保護地区	保護地区	保護地区 開本 特別	
八〜十一(略)のな移入を防ぐこと。のな移入を防ぐこと。日を洗浄又は滅菌すること等によるが、重物では、対し、動物、植物では、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	十一~十三 (略)	十~十二 (略)	十一~十二 (略) り、動物、植物又は微生物の偶発り、動物、植物又は微生物の偶発品を洗浄又は滅菌すること等による 当該地区内に持ち込む全ての物ー~八 (略)	十~十二 (略)
保護地区第三十三南極特別	保護地区第三十二南極特別	保護地区	保護地区第二十九南極特別	
八〜十一 (略)	十一~十三 (略)	十~十二 (略)	十一~十二 (略)	十〜十二 (略) 発的な移入を防ぐこと。

保護地区第三十八南極特別	保護地区第三十七南極特別	保護地区	保護地区第三十五南極特別	保護地区第三十四南極特別
的な移入を防ぐこと。	十〜十三(略)のな移入を防ぐこと。のな移入を防ぐこと。の、動物、植物又は微生物の偶発品を洗浄又は滅菌すること等によれ、当該地区内に持ち込む全ての物ー〜八(略)	十一~十三 (略) 的な移入を防ぐこと。 り、動物、植物又は微生物の偶発 品を洗浄又は滅菌すること等によ 出き洗浄又は滅菌すること等によ 一~九 (略)	八〜十 (略)	(略)
保護地区 第三十八南極特別	保護地区	保護地区	保護地区	保護地区第三十四南極特別
発的な移入を防ぐこと。 より、動物、植物又は微生物の偶物品を洗浄又は滅菌すること等に八 当該地区内に持ち込むすべての 一〜七 (略)	十〜十三(略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十一~十三(略) 発的な移入を防ぐこと。 おり、動物、植物又は微生物の偶物品を洗浄又は滅菌すること等に物品を洗浄又は滅菌すること等に十一当該地区内に持ち込むすべての一~九(略)	八〜十 (略) 発的な移入を防ぐこと。	(略)

保護地区第四十三南極特別	保護地区第四十二南極特別	保護地区	護地区第四十南極特別保	保護地区
り、動物、植物又は微生物の偶発品を洗浄又は滅菌すること等によ九(当該地区内に持ち込む全ての物一~八)(略)	(略)	十一~十三 (略)	九~十一 (略)	九〜十一 (略) カ〜十一 (略) 一〜七 (略) 一〜七 (略)
保護地区第四十三南極特別	保護地区第四十二南極特別	保護地区	護地区第四十南極特別保	保護地区を持別
より、動物、植物又は微生物の偶物品を洗浄又は滅菌すること等に九 当該地区内に持ち込むすべての一〜八 (略)	(略)	十一~十三 (略) 発的な移入を防ぐこと。	九~十一 (略) 発的な移入を防ぐこと。	九〜十一 (略) 大〜十二 (略) 大〜十二 (略) 大〜十二 (略) 大〜十二 (略)

保護地区	保護地区不向極特別	保護地区	保護地区第四十五南極特別	
九〜十一(略)のな移入を防ぐこと。のな移入を防ぐこと。日を洗浄又は滅菌すること等によい、動物、植物又は微生物の偶発のを洗浄又は滅菌すること等によい。当該地区内に持ち込む全ての物ー〜七(略)	四〜八 (略) 四〜八 (略) 四〜八 (略)	十一~十三 (略)	(略)	十〜十二(略)
保護地区	保護地区 南極特別	保護地区第四十七南極特別	保護地区第四十五南極特別	
九~十一 (略) 発的な移入を防ぐこと。	四〜八 (略) 四〜八 (略) 四〜八 (略) 四〜八 (略)	十一~十三 (略)	(略)	十〜十二 (略) 発的な移入を防ぐこと。

		<u> </u>		
第五十四南極特別	保護地区第五十三南極特別	保護地区	保護地区 南極特別	護地区 第五十 南極特別保
	七~九(略)のな移入を防ぐこと。のな移入を防ぐこと。のな移入を防ぐこと。品を洗浄又は滅菌すること等によ品を洗浄又は滅菌すること等によい。当該地区内に持ち込む全ての物一~五(略)	七~九(略)り、動物、植物又は微生物の偶発り、動物、植物又は微生物の偶発品を洗浄又は滅菌すること等によい。当該地区内に持ち込む全ての物一~五(略)	十~十三 (略)	九〜十四 (略)
第五十四南極特別	保護地区	保護地区	保護地区	護地区第五十南極特別保
(略)	七~九(略)発的な移入を防ぐこと。	七~九 (略)	十〜十三 (略)	九〜十四 (略) 偶発的な移入を防ぐこと。 により、動物、植物又は微生物のの物品を洗浄又は滅菌すること等 一〜十 (略)

保護地区第五十七南極特別	保護地区第五十六南極特別	保第 護五 地十 区五 南 極 特別
より、動物、植物又は微生物の偶物品を洗浄又は滅菌すること等に十六 当該地区内に持ち込む全ての一〜十五 (略)	(略)	地名 (略)
保護地区第五十七南極特別	保護地区第五十六南極特別	保 第 五 : 地 工 百 南 極 特 別
により、動物、植物又は微生物のの物品を洗浄又は滅菌すること等十六 当該地区内に持ち込むすべて 一〜十五 (略)	(略)	一

保護地区解析別	護地区第六十南極特別保	保護地区第五十九南極特別	保護地区解五十八南極特別	
九〜十一 (略)	十四~十六 (略)	十七・十八(略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十四・十五 (略)	十七・十八(略) 発的な移入を防ぐこと。
保護地区	護地区第六十南極特別保	保護地区	保護地区	
九〜十一 (略)	十四~十六 (略)	十七・十八(略) 一一十五 (略) 一〜十五 (略)	十四・十五 (略) 一〜十二 (略) 一〜十二 (略) 一〜十二 (略)	十七・十八 (略) 偶発的な移入を防ぐこと。

保 第 護 地 区 兩 極 特別	保護地区第六十三南極特別	保護地区第六十二南極特別
一〜七 (略) 一〜七 (略) 八 科学調査又は管理活動のために が要な場合を除き、当該地区内に 必要な場合を除き、当該工作物に、国 名、設置者名及び設置年月日を明 ったときは、速やかに当該工作物 ったときは、速やかに当該工作物 を除去すること。 なお、必要がなくな か品を洗浄又は滅菌すること等に より、動物、植物又は微生物の偶 発的な移入を防ぐこと。	八〜十 (略)	十六~十九 (略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
保 譲 池 地 区 南 極 特別	保護地区	保護地区 南極特別
一〜七 (略) 一〜七 (略) 一〜七 (略) 一〜七 (略) 一〜七 (略) 一〜七 (略) 一〜七 (略) 田を明示すること。なお、必要が であり、かつ、設置期間が三 に、国名、設置者名及び設置年月 に、国名、設置者名及び設置年月 に、国名、設置者名及び設置年月 に、国名、設置者名及び設置年月 なくなったときは、速やかに当該 なくなったときは、速やかに当該 工作物を除去すること。 なお、必要が の物品を洗浄又は滅菌すること等 の物品を洗浄又は滅菌すること等	八〜十 (略) 発的な移入を防ぐこと。	十六~十九 (略)

保護地区第六十九南極特別	保護地区	保護地区第六十七南極特別	保護地区第六十六南極特別	保護地区	
り、動物、植物又は微生物の偶発品を洗浄又は滅菌すること等によ十、当該地区内に持ち込む全ての物一〜九」(略)	六・七 (略)	十四~十六(略) 発的な移入を防ぐこと。 物品を洗浄又は滅菌すること等に物品を洗浄又は滅菌すること等に一〜十二(略)	(略)	十一・十二 (略)	十三~十五 (略)
保護地区第六十九南極特別	保護地区第六十八南極特別	保護地区	保護地区	保護地区	
より、動物、植物又は微生物の偶物品を洗浄又は滅菌すること等に十 当該地区内に持ち込むすべての一〜九 (略)	六・七 (略) だいっと。	十四~十六(略) 一の物品を洗浄又は滅菌すること等の物品を洗浄又は滅菌すること等十三 当該地区内に持ち込むすべて一~十二 (略)	(略)	十一・十二 (略)	十三~十五 (略)

保護地区第七十三南極特別	保護地区	保護地区第七十一南極特別	護地区 特別保	
十二~十四(略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	九~十一 (略)	十~十二 (略)	十一~十三 (略) り、動物、植物又は微生物の偶発 日を洗浄又は滅菌すること等による 当該地区内に持ち込む全ての物 一~九 (略)	十一~十三 (略)
保護地区	保護地区	保護地区	護地区第七十南極特別保	
十二〜十四 (略)	九〜十一(略)、一〜七(略)、一〜七(略)	十~十二 (略)	十一~十三 (略)	十一~十三 (略) 発的な移入を防ぐこと。

保護地区第七十五南極特別	保護地区
十一・十二 (略)	六・七 (略)

保護地区	保護地区
十一・十二 (略) 発的な移入を防ぐこと。 発的な移入を防ぐこと。 物品を洗浄又は滅菌すること等に物品を洗浄又は滅菌すること等に十 当該地区内に持ち込むすべての一〜九 (略)	六・七 (略)